

令和元年6月13日現在

機関番号：12701

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03910

研究課題名(和文) 社会保障政策に対する通商政策の規定的影響に関する国際比較研究

研究課題名(英文) A Comparative Study about the Influence of Trade Policy Regimes on Western Countries' Welfare Policies

研究代表者

松永 友有 (MATSUNAGA, Tomoari)

横浜国立大学・大学院国際社会科学研究院・教授

研究者番号：50334082

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、福祉国家体制の草創期である第一次大戦前の時期に焦点をあて、自由貿易か保護貿易かという通商政策の相違が欧米諸国における社会政策導入の態様を重要な面で規定していたという新説の実証を試みた。その研究成果として、2017年には、単著論文"The Origins of Unemployment Insurance in Edwardian Britain"がインパクトファクター付きの国際ジャーナルJournal of Policy Historyに、2018年には、単著論文「草創期の社会保障政策に対する通商政策の規定的影響」が社会政策学会誌『社会政策』に、いずれも査読を経て掲載された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

1880年代のドイツにおいて世界で最初の国営社会保険制度が創設されたことを契機として、第一次大戦が勃発する1914年にかけて、近代的福祉国家体制の原型が欧米諸国において普及を見た。福祉国家体制の国際比較、および福祉国家体制の起源に関しては、内外ともにホットな研究トピックである。本研究は、自由貿易か保護貿易かという通商政策の相違が草創期の社会保障政策に規定的な影響をおよぼしたという新説を提起し、実証した。すなわち、厳しい競争圧力にさらされている自由貿易国は、保護貿易国と比較した場合、雇用主負担を軽減すべく、公費負担比率の高い社会政策を行う傾向が認められたことを実証したのである。

研究成果の概要(英文)：Through this study I presented a new perspective on welfare state development. According to my thesis, trade policy regimes had a strong influence on the making of welfare policies in the period from the 1880s to 1914, when the prototypes of modern welfare states were built in industrialized Western countries. Consequently, I published an English article titled "The Origins of Unemployment Insurance in Edwardian Britain" on the Journal of Policy History in 2017. The Journal of Policy History is a peer-reviewed international academic journal. In addition, I published a Japanese article on Shakaiseisaku (Social Policy and Labor Studies), which is a peer reviewed academic journal in Japan. The English title of that article is "A Comparative Study about the Influence of Trade Policy Regimes on Western Countries' Welfare Policies before World War I".

研究分野：社会政策

キーワード：社会政策 自由貿易政策 保護貿易政策 失業保険制度 国際比較

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

筆者は、2006年に公刊した単著論文「イギリス失業保険制度の起源」(『史学雑誌』第115編第7号)において、既に次のような主張をおこなっていた。すなわち、第一次大戦前の国際金本位制に基づく固定為替相場制の下で、徹底的な自由貿易政策を採用していたイギリスにおいては、労働者の賃金上昇はダイレクトに国際競争力の低下に結びつくため、賃金水準の抑制がきわめて緊要性を有していた。通商政策と労働政策を同時に所管する商務官僚によって立案された世界で最初の強制加入型国営失業保険制度(1911年国民保険法第部)には、労働組合の賃上げ圧力を弱めるといふ狙いがあったと考えられる。次いで、単著論文「イギリス商務院と最低賃金制度の形成」(『社会経済史学』第77巻第1号、2011年)においては、実際に商務官僚は、内務大臣の政治的イニシアチブによって導入された1909年産業委員会法に基づく最低賃金制度に関しては、その効果を徹底的に抑制するような運用をおこなったことを実証した。これらの研究を通じて、通商政策と社会政策との間の関連性に着目したことが本研究の出発点である。

国民経済の開放性と社会政策との相互関連に着目した先駆的研究としては、アメリカの比較政治学者デヴィッド・キャメロンの著名な論文“The Expansion of the Public Economy”, *American Political Science Review*, 72-4, 1978があるが、この論文は専ら1970年代以後を対象とした定量分析であり、定性分析である本研究とは対象とする時代も問題視角も大きく異なっている。

2. 研究の目的

本研究は、近代的福祉国家体制の草創期である1880年代から1914年(第一次世界大戦勃発の年)にかけての時期を対象として、自由貿易か保護貿易かという通商政策レジームの相違が西洋諸国各国における社会政策導入のあり方を重要な面で規定していたという新説を実証することを目的とする。社会政策のコストが産業の国際競争力におよぼす程度は、国民経済の開放性によって大きく左右される。そうであるとすれば、開放的な国民経済をもつ自由貿易国(オープン・エコノミー)と自給的な国民経済をもつ保護貿易国(クローズド・エコノミー)とを比較した場合、社会政策の制度設計に関して相違点が生じることが推測される。具体的に言えば、激しい競争圧力にさらされている自由貿易国は、保護貿易国と比較した場合、雇用主におよぼすコストの影響をより強く意識した制度設計を社会政策に関しておこなう傾向が認められるであろう。本研究は、以上のような、国内外の研究史を通じてオリジナルな問題提起をおこない、国際比較研究、および実証的なケース・スタディを通じて、独自の回答を試みる。

3. 研究の方法

本研究は、世界で最初の社会保険制度がドイツで創出された1880年代から、第一次世界大戦が勃発する1914年に至る時期の西洋諸国を研究対象とする。この時期の西洋諸国は国際金本位制という形で固定為替相場制の下にあったから、対外的な開放度を規定する変数としては、専ら関税率を操作する通商政策が重要という時代であった。自由貿易国の代表としてはイギリスの他、オランダ、スイスなどの諸国、保護貿易国の代表としてはドイツ、オーストリア、フランス、オーストラリア、アメリカなどをとりあげた。このように広範囲の諸国を研究対象にとりあげたため、内外の大量の二次文献の蒐集をおこなった。中でも、英語圏であるイギリス、オーストラリア、アメリカに関しては、二次文献のみならず、一次史料を広範に渉猟した。連邦制国家であり、同時期の社会政策は主に州政府によって

所管されていたアメリカに関しては、州政府の史料も幅広く蒐集した。こうして、社会保険制度に代表される各国の社会政策と通商政策との関連性を幅広く究明する作業をおこなった。

4. 研究成果

まず本研究は、1906年から1914年にかけて、イギリスにおいて中道左派の自由党政権の下で展開された、リベラル・リフォームと呼ばれる一連の社会政策に着目した。このリベラル・リフォーム期においては、1906年に労災補償法、1908年に老齢年金法、1911年に国民保険法（第1部健康保険・第2部失業保険）が制定され、イギリスは当時において最も完成度の高い社会保険制度を構築するに至った。中でも、国民保険法第2部にあたる失業保険制度は、世界で最初の国営強制加入型の失業保険制度であった点で、特筆に値する成果であった。当時において、そうした制度の採用を求める声があったわけではないにもかかわらず、イギリス自由党政権が何故そのような思い切った制度の導入に踏み切ったのか、これまでの研究では未だ十分に解明されてはいなかった。

筆者は、この問題を解明する成果を、英語の単著論文“The Origins of Unemployment Insurance in Edwardian Britain”として、2017年に公表した（*Journal of Policy History*, vol. 29, issue 4）。この論文は、インパクト・ファクター付きの国際ジャーナルである *Journal of Policy History* に投稿され、3名の匿名レフリーによる査読を経て、掲載されるに至ったものである。この論文においては、失業保険制度の作成を担当した官庁である商務省の文書や担当官僚のウィリアム・ベヴァリッジ（後のイギリス福祉国家の設計者）の未公刊個人文書といった一次史料に基づいた実証研究を通じて、次のことを明らかにした。当時の商務官僚は、自由貿易政策下にあるイギリスの産業競争力の維持と強化を図るべく、主要輸産業である機械産業・造船産業をカバーする失業保険制度を積極的に推進した。労働者が一時的に失業した際の所得補償をおこなうことが、両産業の労働組合による賃上げ圧力を軽減し、産業競争力の強化につながるであろう、という期待がその根底にあったのである。以上のように、イギリスの通商政策と社会政策との相互関係をオリジナルな視点から実証した本論文は、社会政策に対する通商政策の規定的影響を検出するという本研究課題を大きく前進させる意義を有するものであった。

次いで筆者は、自由貿易国イギリスの分析に留まらず、広範な国際比較研究に取り組んだ。その成果である単著論文「草創期の社会保障政策に対する通商政策の規定的影響 - 第一次大戦前の西洋諸国を対象とする国際比較研究」は、2名の匿名レフリーによる査読を経て、社会政策学会誌『社会政策』に2018年に掲載された（『社会政策』第10巻第1号）。本論文においては、まずヨーロッパ諸国の内部を、一方の自由貿易国イギリス、オランダ、スイス、ノルウェー、他方の保護貿易国ドイツ、オーストリア・ハンガリー二重帝国、フランス、ロシアに二分し、次いでオーストラレーシア諸国（オーストラリア、ニュージーランド）の内部を、一方の自由貿易植民地ニュー・サウスウェールズ、他方の保護貿易植民地ヴィクトリア、ニュージーランドに二分するという形で分析をおこなった。その結果として、次のような知見が得られた。第一に、各種の社会政策を導入した順序に関しては、保護貿易国が自由貿易国に先行する、という明白な傾向が認められた。その背景には、保護貿易国においては社会政策のコストを容易に価格に転嫁可能であったのに対して、自由貿易国においてはそうした価格転嫁は容易でない、という事情があったものと言える。第二に、保護貿易国と比較した場合、厳しい競争圧力にさらされている自由貿易国は、重い

労使負担、特に雇用主負担を避けるため、公費負担に比重を置いた社会保険制度を策定する傾向が認められた。

さらに、本論文においては、アメリカ合衆国という特殊例についても独自の分析を展開した。すなわち、アメリカは当時世界有数の高度保護貿易国でありながら、ヨーロッパ諸国に比して社会政策は大幅に立ち遅れていた。一見このことは、保護貿易国の方が自由貿易国よりも社会政策の早期的着手の面で有利であるという本研究の仮説に反する事例であるかに見える。しかしながら連邦制国家であり、連邦政府の権限が限定されていた同時代のアメリカでは、州政府に社会政策の権限が委ねられていた。そして州政府は、社会政策のコストが州際通商におよぼすコストを強く意識せざるを得ず、それが一因となって社会政策の立ち遅れを招いたと考えることができる。つまりアメリカの州政府は、連邦内部では、自由貿易国が置かれていたのと同様な状況にあったということになる。このように、アメリカの特殊事例も、通商政策が社会政策に規定的影響をおよぼす、という本研究の仮説を傍証することが示された。

その他の研究成果として、2015年10月17日に福島大学で開催された政治経済学・経済史学会秋季学術大会において、「イギリス帝国特惠関税同盟の変遷」という題目のパネル報告をおこなった。さらに、このパネル報告を基にした単著論文「帝国特惠関税同盟構想の理想と現実」を、竹内真人編著『ブリティッシュ・ワールド』第5章として、日本経済評論社から2019年3月に公刊した。本論文においては、イギリスの通商政策の歴史的展開を解明すべく、19世紀末期以降のイギリスにおいて提起され、最終的に1932年のオタワ協定によって実現を見るに至ったイギリス帝国特惠関税同盟構想をめぐる論争史と政策史を各種一次史料に基づいて詳細に検証した。こうした論文は、イギリスの通商政策の特性を歴史的に究明した点で、本研究課題に資する成果であった。

2018年8月には科学研究費を利用して約1か月間アメリカ合衆国において史料調査に従事し、その結果、次のような新たな知見を得ることができた。第一次大戦前のアメリカ各州政府においては、労災補償制度の導入が喫緊の課題となっており、ヨーロッパ諸国の労災補償制度に関する調査が進んでいた。それにより、自由貿易国イギリスの労災補償制度は、保護貿易国ドイツの労災補償制度よりもはるかに雇用主におよぼす負担が小さかったことや、1894年という早い段階で導入された自由貿易国ノルウェーの労災保険制度は、国営独占と国費保証によって雇用主の労災負担を大幅に軽減させる効果を発揮していたことなどが明らかとなった。こうしたアメリカ州政府史料の調査を通じて得られた労災補償制度に関する知見は、通商政策が社会政策におよぼす影響に関する国際比較研究をテーマとする本研究課題を今後いっそう進展させる手掛かりとなるであろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

1) 松永友有「草創期の社会保障政策に対する通商政策の規定的影響 - 第一次大戦前の西洋諸国を対象とする国際比較研究」『社会政策』第10巻第1号、2018年6月(査読有)。

2) Tomoari MATSUNAGA, “The Origins of Unemployment Insurance in Edwardian Britain”, *Journal of Policy History*, vol. 29, issue 4, September 2017 (査読有)。

〔学会発表〕(計1件)

1) 松永友有「イギリス帝国特惠関税同盟の変遷」、政治経済学・経済史学会秋季学術大会パネル報告(於・福島大学) 2015年10月17日。

〔図書〕(計1件)

1) 竹内真人編、松永友有など共著『プリティッシュ・ワールド』日本経済評論社、2019年3月(141~169頁を担当)。

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。